

別記第6号様式（第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可第2-3号
令和2年8月5日

住 所 鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 有限会社 健勝重建
代表取締役 相澤政則 様

鹿追町長 喜井知



令和2年7月28日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業について、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取扱う一般廃棄物の種類	・木くず（剪定木・流木）・伐根物 ・スキ取り物（ボサ類） ・埋立ごみ・大型ごみ・資源ごみ ・生ごみ
営業所の所在地及び名称		鹿追町鹿追北5線2番地23
許可期間		令和2年8月15日～令和4年8月14日 ただし、埋立ごみ・大型ごみについては 令和3年3月31日までとする
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		鹿追町内
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	・木くず・ボサ・伐根物 有限会社 健勝重建 中間処理施設 ・生ごみ 環境保全センター ・資源ごみ ひまわりセンター ・埋立・大型ごみ 一般廃棄物最終処分場
	その他	交通法規を遵守し、又地域住民生活の支障をきたすことのないよう努めること